株 主 各 位

東京都目黒区中目黒2丁目7番7号

株式会社 ルックホールディングス

取締役社長 多 田 和 洋

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月28日(水曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成30年3月29日 (木曜日) 午前10時から
- 2. 場
 所
 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号

 ホテル雅叙園東京
 2階
 華うたげの間
- 3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第56期 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第56期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役6名選任の件

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.look-holdings.jp/irinfo/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、上記当社ウェブサイトに掲載する添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.look-holdings.jp/irinfo/)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策などにより、企業収益や雇用・所得環境の改善がつづくなか、個人消費に一部持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、百貨店などで、株高に伴う資産効果や訪日外国人による免税需要などで化粧品や一部高額品が好調に推移したものの、衣料品に関する消費者の節約志向は依然として強く、総じて厳しい環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは、平成30年を最終年度とする中期経営計画に基づく三つの重点政策、「既存事業の収益向上」、「Eコマース事業の拡大」、「積極的な新規事業開発」に引き続き取り組み、安定的な収益基盤の確立に努めてまいりました。既存事業では、インポート主力ブランドの出店政策の推進やオリジナルブランドのマーチャンダイジングの精度向上に注力してまいりました。Eコマース事業では、店舗とオンラインストアとのポイント共通化サービスを目的とした「ルックメンバーシップ」の対象ブランドや対象店舗の拡大に取り組むなど、Eコマース売上構成比10%の早期実現に向けた施策に取り組んでまいりました。新規事業では、平成29年3月より大人の女性に向けたオリジナルブランド「フィラージュ」の販売を開始いたしました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は430億4千万円(前年同期比1.0%増)、営業利益は14億5千9百万円(前年同期比76.5%増)、経常利益は17億4千7百万円(前年同期比81.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は15億3千6百万円(前年同期比498.0%増)という結果で終了いたしました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、当社が展開するオリジナルブランド「キース」において、企画精度の向上に引き続き努めた結果、売上が順調に推移したほか、直営店を中心に展開するインポートブランド「イル ビゾンテ」、「マリメッコ」において、新規出店を推し進めるなど売上拡大に取り組んでまいりました。

A.P.C.Japan株式会社が展開する「A.P.C.」において、バッグや財布などのレザー小物の品揃えの強化やEコマースでの販売強化に取り組んだ結果、売上が堅調に推移したほか、株式会社デンハム・ジャパンが展開する「デンハム」において、東京銀座の複合施設「GINZA SIX」をはじめとする新規出店を推し進めるなど事業拡大策に取り組んでまいりました。また、当事業年度にブランド設立70周年を迎えた「レペット」やブランド設立30周年を迎えた「A.P.C.」などにおいては、記念商品の販売や記念イベントを行うなど、更なるブランド価値向上に取り組んでまいりました。Eコマース事業におきましては、「ルックメンバーシップ」において、平成29年2月より「A.P.C.」を対象ブランドに加えるなど、お客様の利便性の向上に取り組んでまいりました。これらの取り組みに加え、昨年からの事業の選択と集中の効果により、売上高は減少いたしましたが大幅な増益となりました。これらの結果、「日本」の売上高は274億円(前年同期比0.9%減)、営業利益は8億2千1百万円(前年同期比284.4%増)となりました。

「韓国」につきましては、株式会社アイディールックにおいて、インポートブランド「サンドロ」や「マージュ」などの売上が好調に推移いたしました。また、平成28年9月より販売を開始したインポートブランド「A.P.C.」の売上が年間を通して寄与した結果、売上高が増加いたしました。一方、インポートブランドの売上増加に伴う粗利益率の低下や新規出店に伴う販売費及び一般管理費が増加し営業利益は前年同期を下回りました。株式会社アイディージョイにおいては、展開店舗の見直しにより、売上高及び営業利益が増加しました。これらの結果、「韓国」の売上高は147億6千3百万円(前年同期比6.5%増)、営業利益は4億8千8百万円(前年同期比3.3%増)となりました。

「その他海外」(香港・中国) につきましては、ルック (H.K.) Ltd. (香港) においては、店舗の売上が好調に推移した結果、増収増益となりました。洛格 (上海) 商貿有限公司においては、平成28年7月より事業内容をEコマース事業に集約した結果、売上高は減少いたしましたが、収益性は大幅に改善いたしました。これらにより、「その他海外」の売上高は2億2千2百万円(前年同期比5.3%減)、営業利益は2千3百万円(前年同期は3千2百万円の営業損失)となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の売上高は423億8千7百万円(前年同期比1.5%増)、営業利益は13億3千2百万円(前年同期比104.0%増)となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、OEM事業の売上は増加したものの当社グループアパレル製品の生産高が減少したことにより、売上高は前年同期を下回り、31億1千5百万円(前年同期比13.1%減)、営業利益は3百万円(前年同期比94.5%減)となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、「デンハム」の物流業務を平成29年9月に内製化するなど、経営の効率化に努めてまいりましたが、取扱高が減少した結果、売上高は11億3千1百万円(前年同期比7.0%減)となりました。一方、平成28年8月の物流拠点統合などの効果により、営業利益は6千9百万円(前年同期比17.6%増)となりました。

(飲食事業)

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナルが展開する「ジェラテリア マルゲラ」において、売上高は1億3千8百万円(前年同期比4.9%減)となりましたが、販売費の低減に努めた結果、営業損失は2千4百万円(前年同期は3千1百万円の営業損失)に縮小いたしました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第 55 (平成2)		第 56 (平成2 ⁹		前年同期比増減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
日 本	百万円 27,654	59.2	百万円 27,400	% 58.6	百万円 △253	% △0.9	
韓国の他海外	13,864 235	29.7 0.5	14,763 222	31.5 0.5	898 △12	6.5 △5.3	
アパレル関連事業計	41,754	89.4	42,387	90.6	632	1.5	
生産及びOEM事業	3,583	7.7	3,115	6.7	△468	△13.1	
物 流 事 業	1,216	2.6	1,131	2.4	△85	△7.0	
飲 食 事 業	145	0.3	138	0.3	△7	△4.9	
報告セグメント計	46,700	100.0	46,772	100.0	71	0.2	
調 整 額	△4,076	_	△3,731	_	344	_	
合 計	42,624	_	43,040	_	416	1.0	

⁽注) 「調整額」は、セグメント間の取引消去であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は総額9億4千2百万円であり、その主なものは、店舗の新設・改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、当社グループの運転資金として長期借入金を7億円調達し、短期借入金を5億円返済しております。

(4) 対処すべき課題

平成30年度のわが国経済の見通しにつきましては、政府や日銀の経済政策による下支えなどにより、企業収益や雇用・所得環境の改善がつづき、緩やかな回復基調で推移していくことが期待されるものの、米国の経済政策運営や新興国・資源国経済の動向、地政学リスクなど、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社は更なる成長のため、より一層の経営に係る意思決定の迅速化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することを目指し、平成30年1月より持株会社体制へ移行いたしました。今後は、グループ経営の一層の効率性の向上に向けた対応を実施していく所存です。

中期経営計画最終年度にあたる平成30年度においては、中期経営計画で掲げる 重点政策を引き続き推し進めてまいります。日本における既存事業につきまして は、株式会社ルックが展開する「マリメッコ」や「レペット」、A.P.C.Japan株式 会社が展開する「A.P.C.」、株式会社デンハム・ジャパンが展開する「デンハム」 などの新規出店政策の推進など経営資源を効果的に投資し、安定的収益基盤の確 立に引き続き取り組んでまいります。Eコマース事業につきましては、「ルックメ ンバーシップ」で蓄積されたデータを活用し、一人一人のお客様によりパーソナ ライズなサービスを提供するとともに、対象ブランドや対象店舗の拡大を推し進 め、更なるお客様の利便性の向上に取り組んでまいります。新規事業につきまし ては、平成30年春よりフランスのライフスタイルブランド「ベンシモン」の独占 輸入販売を開始し、東京代官山において、「ベンシモン オトゥール・デュ・モン ド」の店舗展開を開始いたします。

海外につきましては、韓国の株式会社アイディールックにおいて、「A.P.C.」の新規出店を推し進めるほか、「デンハム」の店舗の展開を開始するなど、売上の拡大に努めてまいります。中国の洛格(上海)商貿有限公司においては、Eコマース事業の拡大に注力し、引き続き売上の拡大に努めてまいります。

これらの施策を実行し、平成30年12月期の連結業績につきましては、連結売上高450億円(前年同期比4.6%増)、連結営業利益16億円(前年同期比9.6%増)、連結経常利益18億円(前年同期比3.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益16億円(前年同期比4.1%増)を見込んでおります。

当社グループは、引き続き新しいライフスタイルや価値を創造することで、市場環境の変化に柔軟に適応できる安定的収益基盤の構築・整備に努め、持続的な成長実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

項			期別	第 53 期 (平成26年)	第 54 期 (平成27年)	第 55 期 (平成28年)	第 56 期 (平成29年)
売	上	高	(百万円)	45,559	46,002	42,624	43,040
経	常利	益	(百万円)	1,623	660	964	1,747
親会社	土株主に帰属する当其	用純利益	(百万円)	1,262	441	256	1,536
1 棋	当たり当期糾	利益	(円)	33.05	11.56	6.73	40.26
総	資	産	(百万円)	31,007	29,669	28,935	31,364
純	資	産	(百万円)	20,290	20,236	19,805	22,122
1 杉	ま当たり純資	産 額	(円)	522.33	520.71	509.57	570.42
自	己資本比	と 率	(%)	64.3	67.0	67.2	69.4

② 当社の財産および損益の状況

項			期	別	第 53 期 (平成26年)	第 54 期 (平成27年)	第 55 期 (平成28年)	第 56 期 (平成29年)
売	-	Ŀ	高(百	百万円)	28,923	25,496	20,843	19,932
経	常	利	益(百	5万円)	1,005	353	548	1,207
当	期	纯 利	益(百	百万円)	894	58	2	733
1 杉	未当たり	当期純	利益(円)	23.41	1.52	0.06	19.22
総	Ì	負	産(百	百万円)	19,166	17,622	16,725	17,032
純	Ì	負	産(百	百万円)	12,118	12,196	11,973	12,758
1 柞	朱当たり	り純資	童額(円)	317.38	319.50	313.68	334.27
自	己資	本 比	率 (%)	63.2	69.2	71.6	74.9

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
A.P.C.Japan 株式会社	1千万円	100.0%	紳士・婦人服等の輸入及び企画・製造・販売
株式会社レッセ・パッセ	5千万円	80.0%	婦人服等の企画・製造・販売
株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル	1 億円	100.0%	婦人服飾雑貨等の販売
株式会社デンハム・ジャパン	5千万円	80.1%	紳士・婦人服等の輸入及び企画・販売
株式会社ルックモード	5千万円	100.0%	婦人服等の生産及びOEM
株式会社エル・ロジスティクス	3千万円	100.0%	製品・商品の物流・保管・検査
株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル	3百万円	100.0%	ジェラート製品等の製造・販売
株式会社ルック分割準備会社	1千万円	100.0%	婦人服等の企画・販売
株式会社アイディールック	9億8千万ウォン	99.0%	婦人服等の企画・製造・販売及び輸出入
株式会社アイディージョイ	20億ウォン	99.0% (99.0%)	婦人服等の企画・販売
ル ッ ク (H.K.) Ltd.	115万香港ドル	55.0%	婦人服等の輸出入・販売
洛格(上海)商貿有限公司	23,388千人民元	92.3% (39.4%)	婦人服等の輸入及び販売

- (注) 1. 平成29年2月17日付で株式会社ルック分割準備会社を設立いたしました。なお、同社は、 平成30年1月1日付で株式会社ルックに商号を変更しております。
 - 2. 株式会社メゾン・ド・サラについては、平成29年1月2日をもって株式会社アイディールックを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、当期より重要な子会社から除外いたしました。
 - 3. 「当社の議決権比率」欄の() 内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。
 - ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル関連事業(婦人服等の企画・製造・販売)を主な事業内容とし、さらに生産及びOEM事業、物流事業、飲食事業を行っております。アパレル関連事業については、日本、韓国、その他海外(香港・中国)の地域で事業活動を展開しております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本 店 東京都目黒区中目黒2丁目7番7号 支 店 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 江戸堀センタービル16階

② 子会社

A.P.C.Japan 株 式 会 社 本社 (東京都 目黒区) 株式会社レッセ・パッセ 本社 (東京都 渋谷区) 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル 本社 (東京都 目黒区) 株式会社デンハム・ジャパン 本社 (東京都 目黒区) 株式会社エル・ロジスティクス 本社 (東京都 目黒区) 株式会社エル・ロジスティクス 本社 (千葉県 習志野市) 株式会社エル・ロジスティクス 本社 (東京都 港区) 株式会社ルック分割準備会社 本社 (東京都 目黒区) 株式会社アイディールック 本社 (韓国 ソウル市) 株式会社アイディージョイ 本社 (韓国 ソウル市) ル ッ ク (H.K.) Ltd. 本社 (香港 九龍) 洛格 (上海) 商貿有限公司 本社 (中国 上海市)

(9) 従業員の状況

区分	従業員数(前期末比増減)
アパレル関連事業	名
日本	1,022 (116名減)
韓国	456 (39名増)
その他海外	12 (1名増)
アパレル関連事業計	1,490 (76名減)
生産及びOEM事業	61 (4名減)
物流事業	86 (3名減)
飲食事業	6 (増減なし)
숌 計	1,643 (83名減)

⁽注)上記常用従業員以外に臨時従業員を、年間平均528名雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先					借 入 額									
	株	式		会	社	Ξ		井	住	友		銀	行	1,550 百万円
	株	式	会	社	Ξ	菱	東	京	U	F	J	銀	行	200

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年2月20日付で、株式会社ルック分割準備会社(平成30年1月1日付で株式会社ルックに商号変更)に対し、当社の婦人服等の企画・販売に関する事業を承継させるため、平成30年1月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました。また、当社は、平成30年1月1日付で純粋持株会社へ移行し、株式会社ルックホールディングスに商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 38,237,067株 (自己株式68,759株を含む)

(3) 株 主 数 4,467名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,944	7.71
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,122	5.56
八 木 通 商 株 式 会 社	1,200	3.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	969	2.54
野村 證券株式 会社	908	2.38
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	771	2.02
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	734	1.92
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	728	1.91
ルック役員持株会	701	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	679	1.78

⁽注) 持株比率は、自己株式(68,759株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長(代表取締役	牧 武彦	株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.) Ltd.取締役 洛格(上海)商貿有限公司董事
取締役社長(代表取締役	多田和洋	株式会社アイディールック理事 株式会社ルック分割準備会社代表取締役社長
専務取締	城 所 幸 男	A.P.C.Japan株式会社代表取締役社長 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル代 表取締役社長
常務取締役	髙 山 英 二	A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社レッセ・パッセ取締役 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社デンハム・ジャパン取締役 株式会社ルックモード取締役 株式会社エル・ロジスティクス取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.) Ltd.取締役 洛格(上海)商貿有限公司董事
*取 締 ?	斉藤正明	執行役員経営企画室長兼販売人事部長 株式会社レッセ・パッセ取締役 株式会社デンハム・ジャパン取締役 株式会社ルックモード取締役 株式会社エル・ロジスティクス取締役 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル取 締役 ルック(H.K.) Ltd.取締役
取締	福地和彦	株式会社コーチ・エィ顧問
取締	遠藤洋一	株式会社オフィス遠藤代表取締役社長
常勤監査征	永瀬雅俊	A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社レッセ・パッセ監査役 株式会社デンハム・ジャパン監査役 株式会社アイディールック監事 株式会社アイディージョイ監事 洛格(上海)商貿有限公司監事
監 査 往	杉 田 徹	杉田事務所代表
監査	服部秀一	服部総合法律事務所弁護士 ウシオ電機株式会社社外取締役 東京建物株式会社社外監査役

- (注) 1. *印の取締役は平成29年3月30日開催の第55回定時株主総会において新たに選任され同日就任いたしました。
 - 2. 取締役高山英二氏の重要な兼職の状況ですが、平成29年1月1日付で株式会社ルックモード 代表取締役社長から同社取締役へ変更になっております。なお、平成30年1月1日付で A.P.C.Japan株式会社取締役、株式会社レッセ・パッセ取締役、株式会社デンハム・ジャパ ン取締役、株式会社ルックモード取締役、株式会社エル・ロジスティクス取締役を退任いた しました。

取締役斉藤正明氏の担当ですが、平成30年1月1日付で執行役員経営企画室長兼販売人事

部長から執行役員経営企画室長へ変更になっております。また、重要な兼職の状況ですが、同日付で株式会社レッセ・パッセ取締役、株式会社デンハム・ジャパン取締役、株式会社ルックモード取締役、株式会社エル・ロジスティクス取締役、株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル取締役を退任し、同日付で株式会社ルック取締役及びA.P.C.Japan株式会社取締役に就任いたしました。

監査役永瀬雅俊氏の重要な兼職の状況ですが、平成30年1月1日付でA.P.C.Japan株式会社監査役、株式会社レッセ・パッセ監査役、株式会社デンハム・ジャパン監査役を退任し、同日付で株式会社ルック監査役に就任いたしました。

3. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

取締役 趙 昇 坤 平成29年3月30日 任期満了

- 4. 取締役 福地和彦および同 遠藤洋一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 5. 監査役 杉田徹および同 服部秀一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 6. 取締役 福地和彦および同 遠藤洋一、監査役 杉田徹および同 服部秀一の4氏については、 株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取 引所に対する届出を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 福地和彦および同 遠藤洋一、監査役 永瀬雅俊、同 杉田徹および同 服部秀一の5氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

- (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額 取締役8名 197百万円 (うち社外取締役2名14百万円) 監査役3名 30百万円 (うち社外監査役2名14百万円)
- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、平成29年3月30日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は1百万円未満であります。
 - 3. 上記報酬等は、下記の金額の範囲内において支払われたものであります。 取締役:平成19年3月29日開催の第45回定時株主総会において決議された年額

300百万円

監査役:平成3年3月30日開催の第29回定時株主総会において決議された月額

6百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏	名	重 要 な 兼 職 先				
取締役	福地	和彦	株式会社コーチ・エィ顧問				
取締役	遠藤	洋 一	株式会社オフィス遠藤代表取締役社長				
監査役	杉田	徹	杉田事務所代表				
監査役	服部	秀一	服部総合法律事務所弁護士 ウシオ電機株式会社社外取締役 東京建物株式会社社外監査役				

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏	名	主 な 活 動 状 況
取締役	福地	和彦	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に総合商社 勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。
取締役	遠藤	洋 一	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に衣料小売 業経営者における経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	杉田	徹	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会13回すべてに出席し、主に商社繊維部門勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	服部	秀一	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	35百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの 算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の 額について同意の判断をいたしました。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、株式会社アイディールック、ルック(H.K.) Ltd. および洛格(上海)商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任また不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に重大な法令違反、監査品質の著しい低下等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備 について、以下のとおり取締役会において決議しております。

- ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
- ・取締役会は、企業統治の更なる強化を図るため、実効性のある内部統制システムの構築と、法令遵守の体制の確立に努めております。

- ・代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程を定め、当社グループの 各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努 めております。
- ・取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体の コンプライアンス体制の推進を図っております。
- ・コンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループ役員および従業員が法令、 社内規則および社会通念を遵守した行動をとるよう推進しております。
- ・当社グループ横断的なホットライン (内部通報制度) を整備し、社内外に通報窓口を設け、情報の確保に努めます。報告、通報を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施いたします。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録しております。
- ・その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、常時 閲覧可能な状態を維持しております。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・危機管理の管理体制として、危機管理規程を定め当社グループの個々のリスク に対し管理責任者を決定し、同規程に則った管理体制を構築しております。
- ・リスクを未然に防ぐため、代表取締役より任命された取締役を委員長とする危機管理委員会を設置し、適宜開催し情報収集を行い、リスク発生のおそれのある事項については対応策の策定に努めております。
- ・不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害および被害の拡大を最小限に止めるとともに、再発 防止に努めます。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。取締役、執行役員、監査役および代表取締役の指名する当社各部門長および子会社の役員により構成される経営会議において、当社グループの経営方針、経営戦略を検討し、その審議を経た後、取締役会で執行決定を行っております。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細を定めております。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の役職員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における 業務の適正を監視し、当社の取締役会に報告できる体制としています。
- ・グループ会社間で定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題 の把握に努めてまいります。
- ・内部監査室は、適時グループ会社の業務遂行等の監査を実施いたします。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使 用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとします。
- ②前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の 実効性に関する事項
- ・指名された使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令は受けないものとし、 監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有するものとし ます。
- ・監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑧取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に 報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して 報告を求めることができるものとします。
- ・当社ならびに子会社の取締役および使用人は、法令・定款に違反する、または その恐れがある行為、あるいは当社グループに重大な損害を与えうる事実を発 見した場合は直ちに監査役に報告することとします。また、コンプライアンス 委員会および危機管理委員会は、当社グループ内で受けた報告事項を監査役に 報告することとします。
- ・監査役への報告ならびに両委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを 理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会 および経営会議等重要な会議に出席し、取締役および使用人に説明を求めるこ とができるものとしております。
- ・監査役は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室からは業務監査 内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っておりま す。
- ・監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、 当該費用または債務を処理します。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ①取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、職務執行の意思決定を監督しております。原則月1回、全13回開催され、経営会議については、月1回、全12回開催されました。

- ②監査役は、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席し、監査の実効性の 向上を図っております。また、会計監査人・内部監査室から定期的に報告を受 け、情報交換等の連携を図っております。
- ③行動規範としてのコンプライアンスマニュアルをグループ全従業員に配布し、 コンプライアンス遵守の徹底を図ると共に、取締役を委員長とするコンプライ アンス委員会を設置し、ホットラインへの対応、コンプライアンスの向上に努 めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、昭和37年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of "Challenge"」「Spirit of "Creativity"」「Spirit of "Craftsmanship"」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、

競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、平成29年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新」(以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を「本プラン」といいます。)議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

① 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社 株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本 プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等 の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、 当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続がある こと、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

② 本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等 所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上とな る公開買付け

(ロ)「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、 大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規 模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語 で記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式によ り提出していただきます。

(ハ)「本必要情報」の提供

「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に 従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必 要かつ十分な情報を提供していただきます。

その概要は以下のとおりであります。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
- b. 大規模買付等の目的、方法および内容
- c. 大規模買付等の対価の算定根拠
- d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
- e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約等
- f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要
- g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定の有無、その理由 および内容

- h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針等
- i. 大規模買付等の後における当社の従業員、その他利害関係者の処遇等の 方針
- i. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

- (二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下のa. またはb. の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。
 - a. 対価を現金(円貨)のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
 - b. その他の大規模買付等の場合には最長90日間

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後(ただし、当社取締役会が、後記(へ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後)においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(ホ) 独立委員会による勧告

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の判断の客観性・合理性を 担保とするため、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の 勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守 しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企 業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動 することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の 発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(へ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動に関して株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

(3) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記(2)の取り組みが上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則)を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード〜会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために〜」における買収防衛策に関する内容(【原則1-5.いわゆる買収防衛策】等)を踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成29年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、平成29年3月30日開催の当社第55回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、

- (イ) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、 または
- (ロ) 当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされ、また、本プランについてその内容の変更を行う場合には株主総会の承認を得るものとされており、本プランの廃止および変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。
- ④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの 透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用 ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

- ⑤ 合理的な客観的発動要件の設定 本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないよ うに設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組 みを確保しています。
- ⑥ デッドハンド型買収防衛策ではないこと 本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお 発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

⁽注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)	31,364	(負債の部)	9,241
流動資産	21,841	流動負債	6,096
現金及び預金	4,971	支払手形及び買掛金	3,353
		短 期 借 入 金	106
受取手形及び売掛金	5,755	未 払 費 用	1,569
商品及び製品	8,481	未払法人税等	275
仕 掛 品	436	未払消費税等	166
 原材料及び貯蔵品	306	返品調整引当金	41
		賞 与 引 当 金	122
操延税金資産	1,353	ポイント引当金	43
そ の 他	600	関係会社事業損失引当金	5
 貸 倒 引 当 金	△64	資産除去債務	56
		そ の 他	357
固定資産	9,522	固定負債	3,144
有形固定資産	3,836	長期借入金	1,900
建物及び構築物	1,219	繰延税金負債	472 157
機械装置及び運搬具	11	退職給付に係る負債 役員退職慰労引当金	157
		資産除去債務	214
工具、器具及び備品	766	その他	388
土 地	1,665	(純資産の部)	22,122
その他	172	株主資本	19,713
無形固定資産	462	資 本 金	6,340
		資本剰余金	1,631
投資その他の資産	5,222	利 益 剰 余 金	11,759
投 資 有 価 証 券	3,353	自己株式	△18
敷 金	1,708	その他の包括利益累計額	2,058
		その他有価証券評価差額金	1,530
そ の 他	297	為替換算調整勘定	528
貸倒引当金	△137	非支配株主持分	350
資 産 合 計	31,364	負債及び純資産合計	31,364

連結損益計算書

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		43,040
売 上 原 価		21,444
売 上 総 利	益	21,596
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,137
営 業 利	益	1,459
営業外収益		
受 取 利 息 及 び 配 当	金 71	
退職給付引当金戻入	額 210	
その	他 122	404
営業外費用		
支 払 利	息 22	
為 替 差	損 30	
固定資産除却	損 28	
その	他 35	117
経 常 利	益	1,747
特別利益		
固定資産売却	益 0	0
特別 損失		
減 損 損	失 55	
その	他 64	119
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益	1,627
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業	税 323	
法 人 税 等 調 整	額 △232	91
当期 純 利	益	1,536
非支配株主に帰属する当期純損	失	0
親会社株主に帰属する当期純利	J益	1,536

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年1月1日期首残高	百万円 6,340	百万円 1,631	百万円 10,413	百万円 △17	百万円 18,368
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△190		△190
親会社株主に帰属する当期純利益			1,536		1,536
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	1,345	△1	1,344
平成29年12月31日期末残高	6,340	1,631	11,759	△18	19,713

	その作	也の包括利益累	製料		
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持 分	純資産合計
平成29年1月1日期首残高	百万円 1,200	百万円 △117	百万円 1,082	百万円 354	百万円 19,805
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△190
親会社株主に帰属する当期純利益					1,536
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	329	646	976	△3	972
連結会計年度中の変動額合計	329	646	976	△3	2,316
平成29年12月31日期末残高	1,530	528	2,058	350	22,122

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

科目	 金 額	科目	金額
(資産の部)	百万円 17,032	(負債の部)	百万円 4,274
流動資産	10,065	流動負債	2,680
現金及び預金	2,679	支 払 手 形	344
受 取 手 形	86	買 掛 金	880
売 掛 金	2,309	リース債務	51
商品及び製品	3,438	未 払 金	41
世 掛 品	17	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	865 182
原材料及び貯蔵品	0	木 払 法 入 祝 寺 未 払 消 費 税 等	30
		預り金	74
	382	返品調整引当金	32
短期貸付金	752	賞 与 引 当 金	66
そ の 他	414	ポイント引当金	16
貸倒引当金	△16	そ の 他	91
固定資産	6,966	固定負債	1,594
有形固定資産	2,012	長期借入金	1,050
建物	480	操延税金負債退職給付引当金	262 44
構築物	1		11
機械装置	0	関係会社事業損失引当金	22
工具器具備品	242	リース債務	69
土 地	1,207	資産除去債務	131
リース資産	80	そ の 他	2
無形固定資産	353	(純資産の部)	12,758
投資その他の資産	4,600	株 主 資 本	11,761
投資有価証券	2,579	資 本 金 資 本 剰 余 金	6,340 1,631
関係会社株式	323	貝 	1,631
長期貸付金	1,566	利益剰余金	3,807
敷金	973	利益準備金	8
長期差入保証金	50	その他利益剰余金	3,799
前払年金費用	5	繰越利益剰余金	3,799
		自己株式	△18
· · ·	42	評価・換算差額等	996
貸倒引当金	△939	その他有価証券評価差額金	996
資 産 合 計	17,032	負債及び純資産合計	17,032

損益計算書

(平成29年 1 月 1 日から) (平成29年12月31日まで)

科目	金	額
	百7	百万円 19,932
		9,288
	**	
売 上 総 利	益	10,643
販売費及び一般管理費	**	9,901
営業利	益	742
営業 外 収益	A 120	
受取利息及び配当	金 129	
受取 地代家	賃 56	
退職給付引当金戻入	額 210	
為 替 差	益 7	
その	他 86	490
営業外費用		
支 払 利	息 13	
その	他 10	24
経 常 利	益	1,207
特別 利益		
関係会社事業損失引当金戻入	額 26	26
特 別 損 失		
減 損 損	失 26	
関係会社貸倒引当金繰入	額 235	
関係会社株式評価	損 192	
その	他 56	512
税引前当期純利	益	722
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業	税 115	
法 人 税 等 調 整	額 △127	△11
当 期 純 利	益	733

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

		杉	ŧ	主	資 本	Z	
		資本剰余金		利益剰余金	È		姓 十
	資本金	資本準備金	到光淮凚仝	その他利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主資 本計
		貝平竿開立	刊量华州並	繰越利益剰余金	合計		
平成29年1月1日期首残高	百万円 6,340	百万円 1,631	百万円 8	百万円 3,256	百万円 3,265	百万円 △17	百万円 11,220
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当				△190	△190		△190
当 期 純 利 益				733	733		733
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	ı	_	_	542	542	△1	541
平成29年12月31日期末残高	6,340	1,631	8	3,799	3,807	△18	11,761

	評	価	· 換	算	差	額	等						
	その 評 (i	他 有	価証券額金	評差	価額	• 等	換合	算計	純	資	産	合	計
平成29年1月1日期首残高			百万円 753					万円 753					5万円 973
事業年度中の変動額													
剰 余 金 の 配 当												\triangle	190
当 期 純 利 益													733
自己株式の取得													△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			243				1	243					243
事業年度中の変動額合計			243				2	243					784
平成29年12月31日期末残高			996				(996				12,	758

会計監査人の連結監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月15日

株式会社ルックホールディングス 取締役会 御中

太陽有限責仟監査法人

指定有限責任計員 公認会計士 桐 JII 窓 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 H 秀 樹 (EII) 業務執行計員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルックホールディングス(旧会社名株式会社ルック)の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年 度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算 書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正文は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、こ れに基づき監査を実施することを求めている。

監査に基力で証益で表記することであり、いつる。 監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適びな監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルックホールディングス(旧会社名 株式会社ルック)及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべ ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は平成30年1月1日に会 社分割(吸収分割)を実施している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月15日

株式会社 ルックホールディングス

取締役会 御中

太陽有限責仟監査法人

指定有限責任計員 公認会計士 桐 JH 窓 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 \mathbf{H} 樹 業務執行計員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルックホールディングス (旧会社名株式会社ルック) の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及 び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及 びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るまた。

ために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手す るための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計 算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査 法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた認知な監査手続を立案するために、計算 書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は平成30年1月1日に会 社分割(吸収分割)を実施している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの 各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容につ いて検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いた しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に 関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載され ている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったもので あり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の 維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月16日

新商号:株式会社ルックホールディングス 監査役会

常勤監査役 永瀬雅俊 印

社外監査役 杉田 徹 印

社外監査役 服 部 秀 一 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化、積極的な事業展開に備える内部留保の充実を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、平成30年1月より持株会社体制への移行を記念し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金6円(うち、普通配当5円、記念配当1円) 総額229,009,848円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年3月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社 普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併 せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を東京証券取引所が望ま しいとする水準に調整することを目的として、株式併合を実施することとい たしました。

2. 併合する株式の種類及び割合

第3号議案「定款一部変更の件」のうち第6条及び第8条に係る変更が原案どおり承認可決されることを条件として、当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じるときは、その端数の合計数に相当する数の株式を会社法第235条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

- 3. 株式併合の効力発生日
 - 平成30年7月1日
- 4. 効力発生日における発行可能株式総数 24,000,000株
- 5. その他

その他手続き上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1)第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を1億2,000万株から2,400万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、これらの定款一部変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。
 - (2)当社取締役会の招集権者及び議長について、取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、取締役会の招集権者及び議長を取締役会において選定することを可能とすることを目的として、現行定款第22条を変更するものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>12,000</u> 万株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,400</u> 万 株とする。
第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第22条(取締役会の招集権者および議長) 1.取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2.取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第22条(取締役会の招集権者および議長) 1.取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。 2.前項のあらかじめ取締役会が定める取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(新 設)	<u>附則</u> 第6条および第8条の変更は、平成30 年7月1日をもって効力を生じる。な お、本附則は、同日をもって削除する。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、意思決定の迅速化と経営体制の効率化を図るため、1名減員して取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

昭和51年3月 当社入社 平成14年3月 当社取締役人事総務部長 平成17年3月 ルック(H.K.)Ltd.取締役(現任) 平成18年3月 株式会社アイディールック理事 (現任) 平成18年3月 当社常務取締役執行役員業務企画 室長兼人事総務、経理、物流担当 平成19年3月 当社常務取締役上席執行役員業務 企画室長兼人事総務、経理、物流 担当 平成21年3月 当社代表取締役社長 平成21年4月 洛格(上海)商貿有限公司董事 (現任) 平成27年3月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.取締役 洛格(上海) 商貿有限公司董事	候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
	1	(昭和28年5月29日生)	平成14年3月 当社取締役人事総務部長 平成17年3月 ルック(H.K.)Ltd.取締役(現任) 平成18年3月 株式会社アイディールック理事(現任) 平成18年3月 当社常務取締役執行役員業務企画室長兼人事総務、経理、物流担当 平成19年3月 当社代表取締役土席執行役員業務企画室長兼人事総務、経理、物流担当 平成21年4月 洛格(上海)商貿有限公司董事(現任) 平成27年3月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事ルック(H.K.)Ltd.取締役 洛格(上海)商貿有限公司董事	334,518株

【取締役候補者とした理由】

牧武彦氏は、平成21年当社代表取締役社長に就任、平成27年より当社代表取締役会長として、経営に関する豊富な経験と見識を活かし、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。この豊富な経験と実績を今後も当社グループの経営全般に活かし、更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	多 葡 和 第 (昭和40年1月2日生)	昭和63年3月 当社入社 平成25年3月 当社取締役執行役員ブティック事業部長 平成25年3月 株式会社アイディールック理事(現任) 平成27年3月 当社代表取締役社長(現任) 平成29年2月 株式会社ルック分割準備会社(現株式会社ルック) 代表取締役社長(現任)	111,706株
		(重要な兼職の状況) 株式会社ルック代表取締役社長 株式会社アイディールック理事	
	【取締役候補者とした理は		

【取締役候補者とした理由】

多田和洋氏は、平成27年より当社代表取締役社長として、既存事業の収益向上や新規事業開発など当社グループが成長していくための取り組みを推進し強いリーダーシップを発揮しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

昭和56年3月 当社入社 平成21年3月 当社取締役上席執行役員経理部長 平成21年3月 株式会社エル・ロジスティクス取 締役 平成22年4月 A.P.C.Japan株式会社取締役 平成23年3月 ルック(H.K.)Ltd.取締役 (現任) 平成23年3月 株式会社アイディールック理事 (現任) 平成24年3月 当社常務取締役 (現任) 平成24年3月 当社常務取締役 (現任) 平成26年4月 株式会社レッセ・パッセ取締役 平成26年7月 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 (現任) 平成28年1月 株式会社ルックモード代表取締役 社長 平成28年3月 株式会社デンハム・ジャパン取締役 平成29年1月 株式会社ルックモード取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事	候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状	所有する当社 株 式 の 数
	3	(昭和33年5月26日生)	平成21年3月 当社取締役上席執行役員経平成21年3月 株式会社エル・ロジスティ締役 平成22年4月 A.P.C.Japan株式会社取締平成23年3月 ルック(H.K.)Ltd.取締役(野平成23年3月 株式会社アイディールッ(現任) 平成23年3月 浩格(上海)商貿有限公(現任) 平成24年3月 当社常務取締役(現任) 平成26年4月 株式会社レッセ・パッセ取平成26年7月 株式会社ヴェラ・ブラッドスタイル取締役(現任) 平成28年1月 株式会社ルックモード代表社長 平成28年3月 株式会社デンハム・ジャパ役 平成29年1月 株式会社デンハム・ジャパ役 平成29年1月 株式会社ルックモード取締(重要な兼職の状況)株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取株式会社アイディールック理事ルック(H.K.)Ltd.取締役 洛格(上海)商貿有限公司董事	クス取役 発任) ク理事 司董事 締役・リー・ 99,225株 取締役 ンン取締 役

【取締役候補者とした理由】

高山英二氏は、管理部門を中心に従事し、平成24年より常務取締役として管理部門全般を統括しており、豊富な経験と実績を有しております。また、当社グループ会社の要職を兼務するなど当社グループの企業価値向上に貢献しており、この豊富な経験と実績を今後も経営全般に活かし、更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数		
4	斉藤 証 朝 (昭和44年4月3日生)	平成24年3月 平成25年1月 平成25年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成26年4月 平成28年4月 平成28年4月 平成29年3月 平成30年1月 平成30年1月 平成30年1月 平成30年1月 平成30年1月 平成30年1月	当社経営企画室長株式会社エル・ロジスティクス取締役株式会社エル・ロジスティクス取締役株式会社ルックモード取締役ルック(H.K.)Ltd.取締役(現任)当社執行役員経営企画室長株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル取締役株式会社レッセ・パッセ取締役株式会社デンハム・ジャパン取締役株式会社デンハム・ジャパン取締役と当社執行役員経営企画室長兼販売人事部長当社取締役執行役員経営企画室長兼販売人事部長当社取締役執行役員経営企画室長(現任)株式会社ルック取締役(現任)ム.P.C.Japan株式会社取締役(現任)	20,811株		
	【取締役候補者とした理由】					

斉藤正明氏は、営業部門および経営企画部門に従事し、平成25年より執行役員経営企画室 長、平成29年より取締役経営企画室長として、当社グループの経営戦略の策定や当社グループ 会社の要職を兼務するなど、豊富な経験と実績を有しております。この豊富な経験と実績を経 営全般に活かし、更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者とい たしました。

候補者 番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
	篇 掲 箱 跨 (昭和29年1月6日生)		ク支店 Senior Vice President,	
		平成21年4月 平成23年4月 平成25年7月		0株
		平成26年3月	任) 当社取締役(現任)	
		(重要な兼職の 株式会社コーチ		
	【社外取締役候補者とした理由】 福地和彦氏は、総合商社における豊富な国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の 社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の妥当 性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。引き続きこれらの知識・知見を 当社の経営全般に活かすとともに、助言・提言をいただけることが期待できることから引き続 き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の 時をもって4年となります。			
*6	第 差 箱 削 (昭和33年12月27日生)	平成17年2月 平成17年6月 平成18年7月 平成19年7月 平成23年11月 平成24年4月	大学教授(現任)	〇株
	株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役 文化学園文化ファッション大学院大学教授 【社外取締役候補者とした理由】 井上和則氏は、繊維・アパレルファッションビジネスに長年従事し、幅広ししており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、またの意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただけることが期ら社外取締役候補者といたしました。			:当社の取締役会

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者です。
 - 2. 取締役候補者福地和彦氏は、社外取締役候補者であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 3. 取締役候補者福地和彦氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社 法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結 しております。また、同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社は同氏との前記責任 限定契約を継続する予定であります。
 - 4. 取締役候補者井上和則氏は、社外取締役候補者であり、同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 - 5. 取締役候補者井上和則氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、会社 法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度 額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
 - 6. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の交付のため の報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年3月29日開催の第45回定時株主総会において、年額3億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することとしたいと存じます。また、現在の経済情勢等諸般の事情も勘案して、上記現行の取締役の金銭による報酬の額を改定することとし、譲渡制限付株式の交付のために支給する報酬は、上記の金銭による報酬とは別枠として支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の交付のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」といいます。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の交付のための報酬は支給しないものといたします。

これに伴い、上記の現行の取締役の報酬額については、従来、ご承認いただいている年額3億円以内から6千万円を減額し、年額2億4千万円以内(うち社外取締役分は年額3千万円以内)に変更いたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の交付のための報酬額と合わせた改定後の取締役の報酬額の合計の上限は、現行の年額3億円以内と同額となります。なお、取締役の金銭による報酬及び譲渡制限付株式の交付のための報酬のいずれも、報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は

含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)でありますが、第4号議案 「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名(うち社外取締役2名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により付与される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年180,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。なお、第2号議案「株式併合の件」及び第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、効力発生日である平成30年7月1日をもって、当社普通株式は5株につき1株の割合で株式併合され、同日以降、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年36,000株以内となる予定です。

なお、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から6年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

— 42 —

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点においてこれらの定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の 改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間



交通の ご案内 JR山手線目黒駅西口および 東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩5分

